

岩手県水産審議会条例

(昭和 48 年 7 月 16 日条例第 46 号)

改正

平成 12 年 12 月 18 日条例第 72 号

平成 13 年 7 月 9 日条例第 57 号

平成 20 年 7 月 11 日条例第 38 号

(設置)

第 1 条 総合的な水産業施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県水産審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合的な水産業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

一部改正〔平成 13 年条例 57 号〕

(所掌)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 水産業振興のための基本的な施策に関すること。
- (2) 水産業の近代化の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合的な水産業施策の推進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
 - (2) 水産業団体の役職員
 - (3) 商工関係団体の役職員
 - (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員
 - (5) 消費者を代表する者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 13 年条例 57 号・20 年 38 号〕

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、第 2 条に定める所掌事項に関し、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

一部改正〔平成 12 年条例 72 号〕

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 12 月 18 日条例第 72 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 13 年 7 月 9 日条例第 57 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成 20 年 7 月 11 日条例第 38 号)
この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。